

2026年 2月 17日

連盟加盟教会および伝道所 御中

日本バプテスト連盟
宣教室長 坂元幸子

～2026年度 各種支援についてのお知らせ～

主のみ名を賛美いたします。

福音宣教のために、日々ご活躍の事と存じます。いつも連盟の働きを覚え、ご協力いただきおりまこと、感謝申し上げます。

諸教会・伝道所におかれましては、次年度の歩みに向けて活動や予算の検討時期にあるかと存じます。宣教室では「教会・伝道所活動支援費」の予算枠を設け、教会・伝道所の様々な活動に対し、財政的支援を行っています。2026年度については、先般開催された第71回定期総会（2026年2月6～7日）にて決議した予算に基づき執行をしてまいります。

2026年度については「600万円」と予算枠が限られており、引き続き、申請受付の対象項目を限定させていただきますが、伝道プログラム支援については2025年度同様、「教会間パートナーシップ伝道費」も対象といたします。通常、伝道プログラム支援は前年度経常献金額が700万円以下の教会を対象としていますが、「教会間パートナーシップ伝道費」については前年度経常献金500万円以下の教会との交流を計画するすべての加盟教会が対象となります。今後の新しい「支援制度」の形として諸教会相互の「協働」を目指す段階的な試みとして、支援対象項目に加えています。

また、今年度は「牧師研修活動支援」も受け付けます。連盟加盟教会での初任から通算5年以内の教役者（牧師、伝道師、主事等）の内、前年度経常献金額が600万円以下の教会で働く教役者の方々が対象です。8月に行われる「バプテストフェスティバル」はじめ、研修の機会にご活用ください。

支援の利用可否や申請手順等、詳細はぜひお気軽に宣教室までご相談・お問い合わせください。

1. 教会特別支援は、受け付けを停止しています。

2. 伝道プログラム支援は、運用上の「種類」全9種のうち、下記の5種のみ受け付けます。

*ほか4種の申請は休止いたします。

- a) 教会「開拓」伝道所活動費（支援上限額 60万円）
- b) 離島伝道活動費（支援上限額 60万円）
- c) 教会維持活動費（支援上限額 60万円）
- d) 教会施設整備費（支援上限額 40万円）
- e) 教会間パートナーシップ伝道費（支援上限額 15万円）

*支援の対象：①すべての伝道所

②申請前年度の経常献金（借家借室料を除く）が700万円以下の加盟教会

※「教会間パートナーシップ伝道費」は、500万円以下の教会との交流を計画するすべての加盟教会が対象です。

◎申請締め切り：1次締切 **2026年4月30日（木）**

※1次締切後、予算に対して余剰があった場合には2次以降の締切日程を調整します。

※2次締切に向けた申請は、年度内の予算枠や申請件数等により、支援の減額や、申請を受付できない場合もあります。ぜひお早めに、ご検討・ご申請ください。

◎注意事項（必ずご確認ください！）

- ・申請は年度内に1度、1種類1項目までとさせていただきます。
- ・原則として、プログラム実行前、計画段階での相談・申請をお願いしています。特に、物品購入や工事を伴う設備整備の計画で申請する場合は、教会のビジョンや必要を満たす設備を整備する計画を立てていかれるよう、助言をさせていただきたいと考えています。必ず事前に宣教室までご相談ください。

3. **牧師研修活動支援**は、連盟や関係諸団体・神学校等が主催する研修会、伝道隊、スタディーツアー、全国大会等への参加、また宣教研究所やバプテストの3神学校の助言を得て実施する個人継続研修に際して利用することができます。

*支援の対象：下記①②両方に当てはまる教会および教役者

①加盟教会から初めて招聘を受けてから、赴任して通算5年以内の教役者。

②申請前年度の経常献金が600万円以下の教会。

*支援の上限：原則として年度内に総額5万円

◎申請締切り：常時受付 ※予算に限りがありますので、ぜひお早めにご検討・ご申請ください。

<支援申請・利用の流れ>

●どの支援においても、まずは、事前に規程の確認と、宣教室へのご相談をお願いいたします。

規程の確認を！

「伝道プログラム支援」は、連盟の規程集の中に、規定が掲載されています。支援を受けようとする教会・伝道所は、まず規定をご確認ください。規定は連盟ホームページから確認することができます。（<https://www.bapren.jp>）

宣教室に相談を

また、連盟事務所・宣教室にお問合せいただいても結構です。ただし、事務所にお電話をいただいても、常に担当者がお応えできるとは限りません。余裕を持ってお問い合わせください。

教会内で 充分な協議を！

さらに、教会の中で、十分に協議を重ね、情報を共有することも大切です。地域協働プロジェクト以外は、教会の総会決議を必要としませんが、協力伝道の祈りの中で支援がなされていきますので、全国諸教会とのつながりの中に、支援があることを、ぜひ教会の中で共有したうえで申請をするようお願いいたします。

地方連合や近隣 教会にも共有を

なお、これらの支援は、地方連合や近隣教会の方々にも祈りにおぼえていただきながら支援が進められています。支援申請の際には、地方連合の会長にもご一報いただけすると、申請後の手続きがスムーズに進みます。

申請後の 手続きについて 決定、送金、報告

上記のプロセスを経て、申請を希望される教会は、宣教室に申請書を請求してください。申請書と共に、教会の財政状況など、必要書類が整っていることを確認の上、宣教室までご提出ください。

宣教室に申請書が届きましたら、申請締め切り日後、必要に応じて地域協働委員会や連合会長などの問安・聞き取りがなされ、宣教室で審査したうえで最終決定をお知らせします。支援が決定した場合には、送金依頼書などを提出いただき、支援金の送金がなされます。また、支援を受けての報告書のご提出も忘れず、遅れずにお送りください。

本来であれば、協力伝道の業として、広く多くの教会・伝道所へ利用していただけるよう、規程に加えての制限はすべきでないところ、このような形での運用となりますこと、心よりお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

全国のひとつひとつの教会・伝道所の上に、主の豊かな恵みと祝福があるようにお祈りいたします。

<支援に関する問合せ先>

日本バプテスト連盟事務所 宣教室 担当:美登

〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和1-2-4 TEL:048-883-1091 FAX:048-883-1092